

令和8年3月24日

公益財団法人
北海道民生委員児童委員連盟
会長 船橋 優子 様

民児協のあり方検討委員会
委員長 鳥居 一頼

令和7年度民児協のあり方検討委員会答申書

本委員会に諮問がありました7つの事項につきまして、今年度は4回にわたり委員会において検討を重ねてまいりました。これまでさまざまな提案をしたところですが、限られた職員数および財源の中で真摯に取り組みに着手していることに対し、敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、本委員会設置要綱第7条第1項に基づき、本委員会において整理した民生委員児童委員（以下、「民生委員」）を取り巻く今日的課題を踏まえながら、年度末のまとめとして以下の内容をもって答申いたしますので、ご高配のほどよろしく申し上げます。

記

1. 諮問を受けた事項

- (1) 支え合う民児協づくりを目的とした民児協運営のあり方の研究および提案に関する事項
- (2) 民生委員児童委員の研修のあり方の研究および提案に関する事項
- (3) 民生委員児童委員のなり手不足の課題に関する研究および提案に関する事項
- (4) 第3次北海道民生委員児童委員活動指針の進捗状況の評価に関する事項
- (5) 道民児連市町村民児協活性化事業モデル指定民児協の選考に関する事項
- (6) 民生委員児童委員災害時活動指針の改訂に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

2. 委員会委員の氏名等（敬称略）

役職	氏名	所属	選出区分
委員長	鳥居 一頼	地域福祉アドバイザー	学識経験者
副委員長	馬淵 一	北海道民生委員児童委員連盟理事	道民児連理事
委員	松田 尚美	富良野市民生委員児童委員協議会会長	住民支え合いマップ実践者
〃	篠原 辰二	(一社)ウェルビーデザイン理事長	福祉人材育成事業関係者
〃	藤江 紀彦	登別市社会福祉協議会常務理事・事務局長	社会福祉協議会関係者
〃	長谷川 稔	北海道民生委員児童委員連盟常務理事	道民児連理事

3. 本委員会において議論された民生委員活動や道民児連事業の課題等

(1) 令和7年一斉改選に関する事項

① 初任者研修等の成果

専門研修の調査結果から、令和7年一斉改選において1期目委員の8割以上が留任の意向を示していることが明らかとなった。

この結果は、初任者研修をはじめとする研修体制や就任初期からの支援が、委員活動への理解促進や不安軽減につながり、継続意欲の醸成に一定の成果を上げていることを示すものであり、初期段階における人材育成の重要性が改めて確認された。

② 委員活動と仕事との両立

75歳未満で退任した理由として「仕事との両立が難しい」とする回答が多く見られ、就労世代が委員活動を継続しにくい現状が浮き彫りとなった。

今後の担い手確保に向けては、担当区域の見直しに加え、活動量や役割分担の整理など、自治体ごとに地域の実情や社会構造の変化を踏まえた制度運用の工夫が求められる。全民児連において指摘されている課題とも共通しており、本委員会としても同様の問題意識が共有された。

③ 年齢制限をめぐる議論及び総括

高齢であっても意欲的に活動する委員がいる一方、75歳未満でも活動が十分でない事例が見られるなど、年齢と活動実態が必ずしも一致していない現状が指摘された。

このため、年齢による一律の判断ではなく、活動意欲や活動状況を把握するためのアンケート調査等を活用し、客観的な指標に基づく判断が望ましいとの意見が示された。あわせて、推薦の仕組み上、就任後の活動実態をどのように把握・担保するかという課題も提起された。

一方で、年齢や健康状態等により、客観的に活動継続が困難となる場合もあり、意欲のみを基準とすることには慎重であるべきとの意見も示された。

実際には、年齢制限を厳格に運用した結果、欠員率が上昇した自治体がある一方、一定の成果を上げている自治体も存在する。

これらを踏まえ、年齢制限については一律の結論を求めるのではなく、活動実態や健康状態等を総合的に把握する仕組みと併せ、自治体の実情に応じた柔軟な制度運用を検討していくことが重要である。

(2) 災害対応に関する取り組み

① 参集基準の設定と委員支援

発災時を想定し、集合時間や集合場所等の参集基準をあらかじめ定めている事例が報告され、事前のルール整備が災害時の混乱軽減に有効であることが確認された。

一方で、責任感から無理をして行動する委員もいることから、安全確保と心理的負担軽減を前提とした行動原則の明確化や、共通理解を深めるための継続的な研修の重要性が指摘された。

② 災害時における定例会開催支援

災害発生時には、行政対応や会場確保の制約により定例会が開催できない事態が想定される。東日本大震災での「移動定例会」の事例を踏まえ、こうした取り組みを整理・一般化することで、早期の情報共有や委員同士の支え合いにつながる可能性が示された。道民児連による移動経費等の支援も含め、支援モデルの検討が期待される。

③ 民生委員の関わり方と安全確保

理念と現実の間には乖離があり、地域によっては民生委員が災害時の役割を過度に担っている状況が見られる。今後は、地域全体で役割分担を整理し、民生委員の安全確保を前提とした現実的な指針や支援体制を検討していく必要がある。

④災害対応経験の継承

過去の災害対応経験が、世代交代の中で十分に継承されていない実態が指摘された。今後は、個人の経験に依存するのではなく、組織として知見を整理・共有し、計画的に次世代へ引き継ぐ仕組みづくりが重要な課題である。

⑤住民支え合いマップ等から見える課題

名簿未登載者の存在、担い手不足、名簿情報の変動など、実務上の課題が明らかとなった。形式的整備にとどまらず、住民理解や情報更新を含めた運用面の工夫が求められる。

⑥個別避難計画等の制度運用上の課題

個別避難計画の作成をめぐることは、国が示す作成状況と自治体における実態との間に乖離が見られる。避難行動要支援者名簿への登録率は、一般的には人口比で5%程度とされているが、北海道内においては20%を超える自治体も存在している。こうした自治体では、避難行動要支援者の対象範囲が広く設定されていることが、個別避難計画の作成を進めるうえでの制度運用を困難にしている要因の一つとなっていると考えられる。

このため、制度の趣旨や対象範囲の考え方について、地域の実態を踏まえた丁寧な説明を行い、制度への理解促進を図ることが重要である。

⑦災害関連法令と民生委員活動

国は令和8年11月に防災庁の設置を予定しており、今後の災害関連法令の改正を含む抜本的な防災活動の変化が見込まれている。今後の国の動向を注視するとともに、貴連盟が実施した「災害に備える民生委員児童委員活動調査」および「災害に備える民児協体制整備に関する調査」の結果も踏まえ、災害に備える民生委員児童委員活動を推進する必要がある。

(3)子ども向け啓発パンフレットの今後の可能性

①作成にあたっての基本的視点

子ども向けパンフレットは、制度説明に偏ることなく、子どもにとって身近で相談できる存在として民生委員を伝える構成とすることが重要である。

②保護者への波及効果

子どもを通じて保護者の目に触れることを踏まえ、読みやすさや情報量に配慮するとともに、保護者向け広報物として活用の可能性も意識することが有効である。

③提供・活用方法の工夫

紙媒体に限定せず、データ提供や掲示用ポスター等、多様な提供形態を検討することが望ましい。活用方法については、市町村民児協の判断に委ね、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とすることが効果的である。

4. 令和7年度の実践に対する評価～本委員会のこれまでの答申を踏まえて～

(1)災害に備える支援体制づくりについて

貴連盟においては、「災害時対応ガイドライン」の策定および「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」の作成・周知を通じて、災害対応の基盤整備を進めてきた。これらの取り組みは、全国的にも先駆的な実践として高く評価できる。

本年度は、令和7年度版ハンドブックの改訂について本委員会に諮問がなされ、作業部会において検討が行われた。直近の法改正を踏まえ、平常時・発災時・復興期それぞれの活動の考え方や留意点が整理され、民生委員にとって理解しやすい内容となっている。

また、本年度発行分からは、原則として委嘱権者である各自治体が発行費用を負担する

仕組みへと移行し、財源面においても本ハンドブックを恒久的な取り組みとして位置づけることが可能となった。関係機関との調整を重ねてきた成果として、適切に評価すべき取り組みである。

(2) 市町村民児協活性化事業のモデル指定のあり方について

モデル指定申請においては、自治体が実施主体となる生活支援体制整備事業と一体的に取り組む事例が見受けられる。自治体事業への協力自体に問題はないが、助成を受ける以上、本事業は民生委員活動への助成であるという位置づけを明確にし、経費負担の整理を行う必要がある。

また、地域では多様な専門職や関係機関が地域支援に関わっていることから、こうした取り組みと民生委員の日常活動との関係性や継続性を意識した視点も求められる。

今後のモデル指定にあたっては、民生委員が地域の取り組みに参画するための支援であることを明確にし、その点を成果として示すことが、活性化事業の趣旨に沿うものと考えられる。

(3) 市町村民児協ヒアリングの実施とその成果について

令和5年度答申に基づき、市町村民児協へのヒアリングが本年度に実施されたことは大きな成果である。本ヒアリングは、統計調査では把握しきれない実態や課題を、現地訪問を通じて把握することを目的として実施された。

室蘭市、北見市、洞爺湖町、音更町の4市町におけるヒアリングからは、以下のような示唆が得られた。

第一に、なり手不足の解消には、募集や補助金のみならず、負担軽減、支援体制、地域の理解、行政の姿勢など、複合的な要素が不可欠である。

第二に、現状把握と課題の可視化を行う「エビデンスに基づく支援」の重要性であり、音更町の取り組みはその好例である。

第三に、社会福祉協議会との連携が、活動の安定と継続性を支える重要な要因であることが確認された。

各地域の先進的な取り組みは、他の市町村民児協にとって有効なモデルとなり得るものであり、「連携」「負担軽減」「エビデンス」「財源支援」の4点は、今後の民児協運営を考える上で重要な視点である。

(4) 中堅民生委員児童委員教室（新リーダー対象事業）の開催について

近年のなり手不足により、就任2期目で会長・副会長等の役職を担う事例が増加している状況を踏まえ、本年度は、役職経験3年未満の委員を対象とした中堅教室が新たに開催された。

役職経験の浅い段階から必要な知識や視点を体系的に学ぶ機会を設けた点は、組織運営の実態に即した取り組みであり、本委員会の示唆を踏まえた新たな事業展開として評価できる。今後、本事業が継続的に実施され、次世代の人材育成につながることを期待したい。

(5) 子どもと学ぶパンフレット（啓発資材）の新規作成

令和6年度答申を受け、貴連盟独自の子ども向け啓発資材が新たに作成され、本委員会も編集協力として関わった。対象年齢や活用方法など、今後の検討課題は残されているものの、子ども向け啓発という新たな分野において、具体的な実践として第一歩を踏み出した点は評価できる。

本取り組みは、福祉教育としての効果に加え、配布を通じて保護者層に届くという点で、民生委員の認知向上にも資するものである。今後は、地域や学校等の実情に応じた活用が進むことを期待したい。

5. 本委員会の答申内容

(1) 提案事項1「研修事業PR動画の作成について」

中堅民生委員児童委員教室等、演習を中心とした研修事業については、具体的な実施内容が十分に伝わっていない場合、参加を検討する委員にとって心理的なハードルとなり、参加を躊躇する要因となっている可能性がある。

また、参加を促す立場にある民児協役員や事務局職員にとっても、事業内容を十分に把握していなければ、参加によるメリットを具体的に説明することが難しい状況にある。

そこで、研修事業の実施状況を収録したPR動画を作成し、ホームページ等で公開することを提案したい。これにより、研修参加を検討する委員にとっては動機づけの一助となるとともに、民児協役員や事務局にとっても説明・判断の材料となることが期待される。

あわせて、貴連盟における研修事業の評価向上にも資することから、可能な範囲での着手を進言する。

(2) 提案事項2「市町村民児協独自の活動マニュアル作成の促進について」

室蘭市民児協では、独自に「活動参考書」を作成し、全委員に配布している。本参考書は、民生委員の基本事項、組織・規程、活動および引継ぎ事項、事例と対応といった内容で構成され、統一的な活動マニュアルとして機能している。

本実践は、市町村民児協活性化事業のモデル指定を受けて検討委員会を設置し、令和元年に取りまとめられたものであり、その後も必要に応じた改訂が行われている。全委員に配布されていることから、事務局対応の効率化や委員間の共通認識の形成に寄与しており、委員からも心理的負担の軽減につながるなどの評価を得ている。

特に、自治体独自の福祉施策を含め、活動事例ごとに関係機関・団体の連絡先を明示している点は、活動の標準化と実践力の向上に大きく寄与している。

以上のことから、室蘭市民児協の「活動参考書」は先進的なロールモデルと評価できることから、本実践を市町村民児協活性化事業のモデルとして体系化することを提案する。

(3) 提案事項3「民児協交流研修のあり方の体系化について」

本委員会では、令和5年度答申において、市町村民児協同士の交流研修の推進を提案してきた。これは、富良野市民児協における視察受入後のリフレクションにより、自らの活動を客観的に評価し、活動への自信や委員としての誇りを再確認できたという成果に基づくものである。

令和7年度の実践では、視察を行った民児協が、視察後にリフレクションを行い、その成果をフィードバックとして受入側に還元する取り組みが確認された。この一連の実践により、外部からの刺激が内省を促し、相互の学びと成長につながる「学びの循環」が形成されていることが明らかとなった。

本事例から得られる示唆は、視察研修にリフレクションとフィードバックを意図的に組み込むことで、研修効果を質的に高めることが可能であるという点にある。

今後は、「視察→リフレクション→フィードバック→相互学習」という循環を前提とした民児協交流研修のあり方を明確に体系化し、その手法をモデルとして整理・普及していくことを提言する。

(4) 提案事項4「民生委員の自薦の仕組みに関する調査・研究について」

民生委員のなり手不足が深刻化する中、令和7年一斉改選において、自薦による選任という新たな動きが確認された。本委員会が把握している事例では、北見市および苫小牧市において一定数の自薦による就任が見られ、今後の選任手法として注目される。

一方で、本道では依然として自治会・町内会推薦が主流であり、地域の合意形成を基盤

とする従来の仕組みとの整理が必要である。また、自薦による選任にあたっては、候補者の適性判断や推薦会の実質的機能確保など、運用上の課題も伴う。

以上を踏まえ、自薦による民生委員選任の仕組みについて、事例整理や課題分析を行い、適切な運用に資するための調査・研究に着手することを提言する。

(5) 提案事項5 「民生委員児童委員活動の持続可能性確保に向けた課題と提言」

令和7年12月の一斉改選では、本道において861名（欠員率8.7%）の欠員が生じており、なり手不足の問題は一層深刻化している。

こうした中、音更町民児協では定数を満たす体制が維持されており、本委員会のヒアリングから多くの示唆が得られた。退任意向確認にあたっては、理由や活動上の課題、やりがい等を丁寧に把握し、その結果を行政による支援のエビデンスとして活用している点が特徴的である。

また、活動支援および財源的支援が双方ともに整備されており、その背景には、民生委員活動に対する自治体の真摯な姿勢がある。音更町の実践は、なり手不足への対応において有効な好事例と評価できる。

今後、各地域における活動の活性化やなり手不足の解消に向け、こうした好事例を集積・整理し、全道的な周知を図ることを提案する。

(6) 提案事項6 「本委員会休会に伴う理事会による事業評価体制の確保について」

本委員会は、貴連盟からの諮問事項に基づき、これまで事業の提案、企画、評価、研究等に継続的に取り組んできた。これらの実践と成果については、研究者からも高い評価を得ており、貴連盟事業の質の向上に一定の役割を果たしてきたものと認識している。

一方で、貴連盟は、その事業規模や業務体制を総合的に勘案した結果、本委員会は本年度をもって一時休会することとした。委員会の立場から貴連盟事業に関与し、検討・提言を行う機会を得たことに対し、深く感謝申しあげたい。

貴連盟は、研究および研修事業の双方において高い企画力と実行力を有しており、全国的にも都道府県民児協の中で先進的な役割を果たしていると評価できる。一方、今後、より質の高い事業推進を図るためには、事業の進捗状況や成果について、適切な評価および効果測定を継続的に行う体制が不可欠である。

本委員会は、これまで諮問機関として事業評価の一端を担ってきたが、休会後においては、理事会が中心となり、従来以上に主体的な事業評価および効果測定を行っていくことが求められる。

これまでの本委員会による答申内容を十分に参酌の上、理事会において適切な事業評価が行われ、引き続き質の高い実践が推進されることを期待したい。

6. 参考①「令和7年度中間答申の内容（令和7年8月19日提出）」

(1) 答申事項1 「道民児連災害時対応ガイドラインの改訂について」

貴会から意見を求められた「道民児連災害時対応ガイドライン」改訂案について、本委員会において内容を精査し意見交換した。提示された改訂案を運用することは、災害に備える民生委員児童委員活動に寄与するものであるという認識で全会一致した。

ただ、今回の改訂は実運用に照らしたものであるが、貴会が平常時の活動として掲げている「災害時における民児協事務局支援のあり方に関する研究」については、現行においても具体的な進捗をみせていない状況にある。発災時においては、本件は非常に重要な事項であることから、具体的な取り組みを進めることについて、提案し答申とする。

(2) 答申事項 2 「北海道民生委員児童委員災害時活動指針の改訂について」

北海道民生委員児童委員災害時活動指針（以下、「災害指針」）の改訂に関しては、「道民児連災害時活動指針改訂作業部会」を編成し、具体的改訂内容を検討した。今回の改訂にあたっては、以下の3点について変更および改訂を提案し、別冊「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック【令和7年度版】（案）」を提出する。

《主な改訂内容》

- ①災害に備える基本的な考え方（3原則）の独自変更
- ②全民児連「災害に備える民生委員10か条」の取り扱いの変更
- ③その他法令等改正内容の反映

現在、全民児連が示している「災害に備える基本的な考え方（3原則）」は、貴連盟の第3次北海道民生委員児童委員活動指針（以下、「活動指針」）で掲げている「災害支援活動は、日常的な活動の延長上にある」というコンセプトに合致していない。このことから、貴連盟活動指針で示す5つの重点にマッチするよう、北海道独自の「災害に備える基本的な考え方（3原則）」に変更することを提案する。

また、災害指針は、令和4年度版改訂において掲載内容および形態を大幅に変更し、平時における活動、発災時における活動、復旧・復興期における活動というように、取り組みが必要とされる活動をフェーズ毎に示したことで分かりやすさは飛躍的に向上した。

一方で、全民児連の「災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック」（以下、「全国ハンドブック」）と同じ内容を掲載してきたこれまでの編集方針を踏襲した結果、掲載内容が重複する結果となった。

以上の経過から、掲載内容の重複を解消するため、全民児連ハンドブックの「災害に備える民生委員10か条」の掲載は、基本的な考え方も含め2ページ程度に留めた取り扱いにすることを提案する。

令和7年7月、災害対策基本法が改正された。高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加され、福祉関係者との連携強化により被災者に対する福祉的支援等の充実が図られる。この改正内容は、民生委員活動と深く関連するものと思われる。災害指針を定期改訂する意図は、これら関係法令の改正に対応するためであるが、今回の改訂においてもしっかりとそれらの内容を反映し編集した。

以上を踏まえ、本委員会としては、別冊で提出する「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック【令和7年度版】（案）」の内容が、全道の民生委員児童委員に対して示す災害指針として適切であると判断し答申する。

7. 参考②「過去の答申内容のうち未進捗の取り組み」

◇令和5年度答申

(1) 提案事項 1 「活動指針に関する取り組み実践事例集の作成について」※再掲

諮問事項のひとつである第3次北海道民生委員児童委員活動指針（以下、「活動指針」）に関することについて、本委員会としても十分な取り組みがなされていないことから、進捗状況の評価に及ばないことが危惧される。

その解決のひとつの方法として「市町村民児協活性化事業におけるモデル指定民児協の選考」を諮問されている本委員会としても、事業の内容に着目しつつ、経過を含めモデル指定終了後の報告に関連する活動指針の内容と評価、そして課題等について記載するよう提案したい。

その報告書を「実践事例集」として取りまとめつつ、活動指針の評価について言及することが必要不可欠であると考え。そして、「実践事例集」を発行するのはあくまでも手段であり、それを通して広く第3次活動指針についての取り組みの強化と意識啓発及び改善

を図らなければならないことは言うまでもない。発行部数が少ないため全民生委員に実践が伝わらないなど、普及・啓発にあたっての各種課題は存在するが、その上で、目的意識をもった活動を再構築することが急務であると考えます。

(2) 提案事項7「民生委員児童委員のためのワークショップのすすめの改訂について」※再掲

貴連盟では、民生委員児童委員の早期退任傾向改善の手段として、モチベーション向上を図るプログラムを開発し広めることを目的に、令和3年3月に「民生委員児童委員のためのワークショップのすすめ」(以下「テキスト」)を作成、道内の単位民児協会長に配布した。その後、テキストを使用した模擬プログラムの実施(全道民児協会長・副会長研究協議会)や、ファシリテーター養成を目的としたプログラムの教材(地方版中堅民生委員児童委員教室)として活用している状況にある。

このテキストの活用の幅をさらに広げるために、活動指針と連動した構成に改訂し、委員のよるワークショップの実施並びに活動指針の普及啓発を図ることを提案したい。

◇令和6年度答申

(1) 提案事項3「住民支え合いマップの推進について」※再掲

本委員会では、住民支え合いマップに関する事業の現状と課題について、議論を重ねてきた。民生委員活動における住民支え合マップの推進にあたっては、その作成方法を習得するだけでは不十分で、その取り組みを機能させていくための組織マネジメントも重要にある。また、支え合いマップの取り組みを、組織として実施するのか、委員個人として実施するのか、そのメリット、デメリットも整理が必要である。これらのことについて集中的な検討を重ねていくため、作業部会の設置を議論したが、今年度実働には至らなかった。今後課題を整理しつつ論議を深め、答申への責務を果たしたい。

住民支え合いマップは、活動指針の中でも4つの重点項目を包含し、下支えする取り組みに位置付けられている。ただ、これまでの実践の経過から、残念なことにマップ作成の効果については概要説明だけでは伝わらない。実践をしながら住民支え合いマップの意義や効果を理解し定着させていくことが必要になるのではなかろうか。

これらの背景から、貴連盟では次年度において研究協議会の開催を一時凍結し、希望する民児協に対する現地指導の再開を計画している。本委員会としてはこの選択を支持する。ただ、現地指導の実施にあたっては、前述のとおり住民支え合いマップの技術習得に並行して、組織マネジメント機能の強化も図っていく必要がある。この実践は体系化を図るうえで相当な時間を要することが想定され、本委員会の中でも検討を重ねていくが、現地指導の実施にあたっては、そのことを念頭においた中長期的な視点での展開を強く期待したい。さらに先進地区の富良野市民児協との研修視察に取り組む他市町民児協の動きにも注視していきたい。

(2) 提案事項4「事務局職員を対象としたオンラインサロンの実施について」※再掲

本委員会では事務局職員研修の実践を高く評価している。ただ、参加者の約6割はオンラインであるものの、2日目のグループワークのプログラムは、事業運営の都合上、対象としていない状況にある。しかし、市町村民児協同士の横の連携が作りにくい状況もあるため、事務局職員にこそオンラインサロンが必要なのではなかろうか。ニーズもあることが予想されることから、事務局オンラインサロンの取り組みについて提案したい。